業務委託仕様書（案）

1　委託業務名

県内企業における人材ニーズ調査・インタビュー記事制作業務委託

2　目的

県では、産学官連携を推進することにより、地域課題の解決や地域産業を担う人材を育成することで、佐賀の未来を創造していくことを目指している。

その取組の一環として、県内企業が今後必要とする人材像や能力、産業構造の変化を踏まえた人材ニーズを把握し、高等教育機関における教育内容の充実や産学官連携による人材育成施策の検討につなげるため、県内企業における人材ニーズ調査を実施する。

本調査では、県内企業へのインタビューを通じて、業種を超えて求められる能力や人材の需給動向、将来的に必要となる知識・スキル等を明らかにし、県内高等教育機関におけるカリキュラム検討や県の人材育成施策等への活用を目的とする。

3　摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては、県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

4　委託内容等

県内企業における人材ニーズ調査に関する企画立案、企業インタビューの実施及び調査報告書作成業務

［企画内容（想定)］

①　取材計画の策定・管理・調整

県と協議の上、インタビュー先企業とインタビューの実施日時及び場所の調整を行うとともに、インタビューアー及びカメラマンを選定する。

なお、インタビューの対象は佐賀県内企業 10 社とし、県で指定する。

②　経営者層又は採用責任者等へのインタビュー

インタビュー先企業の経営者又は採用責任者等へインタビューを行うとともに、７成果物等③に定める写真を撮影する。

③　企業別インタビュー記事作成

インタビューを踏まえ、企業の人材に関する課題認識、求める人材像及び県内高等教育機関への期待等を伝える記事を１企業当たり 2,000 字程度で作成すること。

５　委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

６　履行場所

佐賀県政策部が指定した場所

７　成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

① 調査報告書

② 企業別インタビュー記事（Word/PDF 形式 各社 2,000 字程度）
※Web 入稿を意識した記事データにすること

③ 取材写真データ（経営者、採用責任者、社内風景等 各社 10～15 枚程度、高解像度 JPEG 等）

④ その他、県と受託者が合意の上、成果物として提出を求めるもの

８　留意事項

本業務に係る委託業務を遂行する際には、次の点に留意すること。

（１）本業務の遂行に当たっては、県と十分に協議し行うものとする。

（２）個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第 57 号）及び県の定める個人情報保護方針を遵守するものとする。

（３）企画を実施するに当たって必要となる費用（媒体、事務用品等の調達、通信費、機材等）については、全て受託者の負担とすること。

（４）本業務において、第三者が所有する素材（映像、写真、イラスト等）を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うものとする。

（５）本業務において、受託者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとする。

（６）本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、佐賀県と受託者の協議により佐賀県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本要領が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

（７）県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
（８）その他、本業務を実施するうえで新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議の上で対応するものとする。なお、変更する必要が生じたときは、県と受託者で協議の上、変更することができるものとする。
（９）委託事務を処理するに当たり、生成AI （人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならない。
(10) 委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、佐賀県に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証すること。